

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	道路事業 石巻工業港線整備事業	事業番号	D-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	980,130 (千円)		全体事業費	1,067,130 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=1,270m W=5.5m 本路線は、本市の復興まちづくり計画において、防災・減災型都市構造の構築として市街地相互の接続道路の整備に位置づけています。今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、高盛土道路として整備を行い市街地の防災・減災に取り組むものです。 本路線については、第 7 回申請において当初想定之地盤高が実測により沈下していることが判明し、用地幅が広がったことから用地買収面積の増工を行い、現在用地買収を進めております。 第 9 回申請では地盤沈下により用地幅が拡大したことによる盛土量の増工等の計画変更及び本路線と交差する市道嵩上工の施工内容が確定したことから増額の申請を行い、事業促進を図るものである。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,270m <平成 26 年度> 用地買収 <平成 26・27 年度> 本工事 <第 9 回申請内容> ・石巻工業港線 地盤沈下及び管理道路設置による盛土、法面工の増 排水路断面の変更及び施工延長の増 管理道路設置に伴う路盤工の増 ・交差する市道寺沼線嵩上げに伴う増 盛土及び法面工 防護柵工 路盤工 付属施設工					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。 当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は矢本地区と大曲地区の市街地間を結ぶ道路である。 【矢本地区死者・行方不明者 105 名、大曲地区死者・行方不明者 321 名】 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
【南北上運河災害復旧事業 (宮城県)、大曲海岸災害復旧事業 (宮城県)、石巻港湾災害復旧事業 (宮城県)] 県管理の南北上運河堤防復旧 (嵩上げ)、県管理の大曲海岸 (1 次防潮堤) 及び石巻港湾の施設・防潮堤の災害復旧事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業大曲地区 (宮城県)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					

事業名	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	西矢本地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-3
交付団体		宮城県	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費		1,419,820 (千円)	全体事業費	1,419,820 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した西矢本の農業施設及び農業用機械等に関し、被災農業者により設立した農業法人に対し貸与を目的とし、集約再整備を行い農地復旧に合わせて早期の営農再開と被災農業者の再整備費負担の軽減を図るもの。</p> <p>西矢本地区内において設立した法人については、市のモデル的な取り組みとして本事業において整備する機械及び施設を貸与する事から 1 法人化の提案を行ってきたが、地域農業者との協議の結果 2 法人の設立となり、2 法人が中心的な経営体として地域農業の復興を目指すこととなった。市としては経営規模により、乾燥調製施設等農業施設及び農業用機械の貸与先として支援を行う法人と農業用機械の貸与先として支援を行う法人とに区分をし地域農業の早期再開を図ることとした。</p> <p>農業施設・機械等の貸与先としている法人については、昨年 11 月に農業生産法人として設立しました「株式会社 めぐいと」としており、地域からの受委託等として予定している面積を含めた経営面積等として、約 150ha (水稲 100ha、転作 50ha) を受益面積としている。</p> <p>整備予定の乾燥調整施設については、平成 27 年秋作業からの稼働を目標に、第 9 回の申請において設置費用が採択されるように、農地所有者を対象に意向調査を行い経営面積及び必要となる施設規模等の精査を行った結果、今回の申請にあたって法人の受益面積 150ha を乾燥調製施設、育苗施設、育苗ハウスの施設規模として位置付けているほか、経営規模に応じた農業用機械等を貸与することとしている。</p> <p>また、農業機械等の貸与先としては、昨年 12 月の設立されました「株式会社 パスカファーム立沼」を位置付けており、受益の面積としては約 45ha (水稲 30ha、転作 15ha) を経営規模としている。</p> <p>経営再開を行うために貸与を行う農業機械等については、経営規模にあったトラクター等の作業機の外、乾燥調製に必要となる乾燥機等の機器を事業により導入を行う計画としている。</p> <p>○設立した 2 法人</p> <ul style="list-style-type: none">・株式会社 めぐいと 目標集積面積 150ha (下町地区、鹿妻地区) 整備計画施設：共同乾燥調製施設、農機具格納庫、水稲育苗ハウス、水稲播種施設・株式会社 パスカファーム立沼 目標集積面積 45ha (立沼地区) 整備計画施設：乾燥調整設備、農機具格納庫 <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>①農・林・漁業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>					
第 6 回採択分 【 49,500 千円】 共同乾燥調製施設等の基礎調査、設計等					
第 7 回採択分 【 320,882 千円】 農業機械導入					
<平成 26 年度> (県附帯事務費:4,000 千円含む)					
第 9 回申請分 【 1,049,438 千円】 共同乾燥調製施設、水稲育苗ハウス、農機具格納庫等					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36%が浸水した。</p> <p>西矢本地区においては東松島市の沿岸部付近に位置し、浸水被害は広範囲に及び多くの尊い生命、生活基盤のほか多くの農地が浸水するとともに、農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地、排水機場等の復旧は平成 24 年度に一部の農地(約 77.5ha)で原形復旧及び除塩作業が行われており、平成 25 年度から農地の大区画化を伴う復旧工事が着手されることとなり、平成 26 年には約 30.7ha、平成 27 年度にはほぼ全域が生産再開できる見通しとなっている。</p>					

しかしながら、被災農業者の多くは生活基盤の再建が最優先課題とされており、震災を機に離農意向者もあり、復旧後の農地については地域内の中心的な担い手への集約を希望している。

このことから、地域内の営農再開意欲の高い被災農業者により区域別に新たに農業生産法人の設立に向けて準備が進められているところであるが、営農再開に向けて施設や機械等の再整備は深刻な問題とされていることから、本交付金により地域内の被災施設等に関し集約再整備を行い法人等に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。

関連する災害復旧事業の概要

- ・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 事業地区面積 202.8ha
平成24年度：77.5ha(原形復旧)、平成25年度：30.7ha(大区画化)、平成26年度172.1ha(大区画化)
- ・農業用施設災害復旧事業（排水機場、排水路等）
- ・除塩工事 対象面積：316ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	95	事業名	震災遺構保存活用可能性調査事業	事業番号	◆D-20-2-3
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	22,248 (千円)		全体事業費	22,248 (千円)	

事業概要

東日本大震災により大きな被害を被った建造物等を「震災遺構」として整備し、震災の経験と教訓を将来に引き継ぎ、防災意識の醸成を進めるための象徴的な施設とすることを企図する。復興まちづくりや地域コミュニティとも深く関連し、静的な保存展示に留まらず、積極的に多様な活用を図り、地域に根差した震災遺構の在り方を検討し、整備していくために、保存活用の可能性調査を実施する。

東松島市復興まちづくり計画との関連

第 2 章 分野別取組

1 防災・減災による災害に強いまちづくり (2) 防災自立都市の形成

①防災・減災体制の機能強化

(中略) さらに、震災の記憶を未来へ継承していくために、体験を記録するとともに、地域、学校、職場での防災学習の場を設けていきます。

2 支え合って安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

②教育環境の充実と文化の継承

(中略) 被災した文化施設、体育施設を整備するとともに、震災によって失った地域資源(文化、自然・景観等)の記憶を丹念に再生、記録し、次世代につなげていきます。また、まちの記憶の拠り所となるシンボル、名所等を復元して、地域の思いを繋げていきます。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 26 年度>

震災遺構保存活用可能性調査

東日本大震災の被害との関係

現在、震災遺構の候補として上がっている 4 施設は、東日本大震災において甚大な津波被害があった野蒜地区・浜市地区に位置し、いずれも津波によってダメージを受けた施設である。津波襲来時には、避難者の受け皿となり、避難タワー的役割も果たしている。いずれも躯体は残存しており、震災遺構としての保存・活用のポテンシャルが高いと考えられるものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-20-2
事業名	都市防災推進事業(復興まちづくり計画策定支援)
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

災害に強いまちづくりを進めるため、津波の災禍を被災の現地において示すことにより市民および訪問者の防災意識の向上を促すとともに、地域コミュニティに根差した施設として活用することにより、災害に強く活力あふれるコミュニティの形成につながるよう、調査を実施する。